

表題部所有者の登記のお知らせ

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定ですので、お知らせします。

令和8年5月11日

福岡法務局行橋支局 登記官 川端玉美

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (㎡)	抹消する登記事項 (表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項)	登記すべき事項
2909-2024-0018	京都郡みやこ町犀川喜多良字清四郎709番	原野	216	富村嘉平治	表題部所有者として登記すべき者が不在 〔令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ〕
2909-2024-0021	京都郡みやこ町犀川喜多良字鯉頭1454番1	山林	2542	五徳孫市	表題部所有者として登記すべき者が不在 〔令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ〕
2909-2024-0022	京都郡みやこ町犀川喜多良字鯉頭1454番2	山林	1167	五徳孫市	表題部所有者として登記すべき者が不在 〔令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ〕
2909-2024-0025	京都郡みやこ町犀川喜多良字長戸1959番	田	51	富村嘉平治	表題部所有者として登記すべき者が不在 〔令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ〕
2909-2024-0028	京都郡みやこ町犀川喜多良字平原2164番1	墓地	59	靄島幾藏	表題部所有者として登記すべき者が不在 〔令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ〕
2909-2024-0029	京都郡みやこ町犀川喜多良字平原2164番2	墓地	43	靄島幾藏	表題部所有者として登記すべき者が不在 〔令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ〕